

令和5年5月10日

保護者の皆様

徳島文理小学校長 長井 明福

出席停止日数の数え方

新型コロナウイルス感染症の対応について(お願い)

新型コロナウイルス感染症は、5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行いたしました。これを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の対応に関しては、次のようなことをご参考にしていただき、予防や感染拡大防止にご協力をお願いいたします。

◎発熱があるとき

発熱(37.5℃以上の発熱)がある場合は、ご家庭で様子を見てください。また、医療機関の受診をお勧めします。

◎予防のために

●新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準

「発症した後5日を経過し、かつ、軽快した後1日を経過するまで」です。
(学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令 令和5年5月8日施行)

熱が下がり、症状が軽快しても、感染力のある状態が続いている場合があるためです。ご家庭の事情もさまざまあると思われませんが、感染拡大を防ぐために定められた出席停止期間は必ず守ってください。

37.5℃以上の発熱がなくても、朝から倦怠感や微熱があるなど体調のすぐれないときは、無理して登校せず、ご家庭で様子を見てください。

法律上の位置付けは変わりましたが、今後も引き続き、日頃からの感染予防対策にご協力をお願いいたします。手洗い、消毒、咳エチケット、早期の病院受診など、さまざまな対策をひとつずつ積み重ねて、初めて予防効果が得られると思います。ご対応、よろしく願いたします。

発症(発熱)日を0日目とする。

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

※次の例を参考にしてください。

・2日目に軽快した場合…6日目から登校可能です。

発症日 発熱 (0日目)	1日目	2日目 軽快	3日目 軽快 1日	4日目 軽快 2日	5日目 軽快 3日	6日目 登校可能
--------------------	-----	-----------	-----------------	-----------------	-----------------	-------------

・4日目に軽快した場合…6日目から登校可能です。

発症日 発熱 (0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目 軽快	5日目 軽快 1日	6日目 登校可能
--------------------	-----	-----	-----	-----------	-----------------	-------------

・5日目に軽快した場合…7日目から登校可能です。

発症日 発熱 (0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目 軽快	6日目 軽快 1日	7日目 登校可能
--------------------	-----	-----	-----	-----	-----------	-----------------	-------------